

旭川医科大学知的財産センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学知的財産センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学知的財産センター規程（平成22年旭医大達第35号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
第1条～第3条（略） （職員） 第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。 （1） センター長 （2） 知的財産担当の教員 （3） その他必要な職員 2 センター長は、本学教授又は准教授のうちから学長が指名する者をもって充て、センターの業務を掌理する。 3 <u>センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、 補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> （新設） 第5条～第7条（略） <u>附 則</u> 1 <u>この規程は、令和4年5月31日から施行する。</u> 2 <u>この規程施行時現在センター長である者の任期は、令和4</u>	第1条～第3条（略） （職員） 第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。 （1） センター長 （2） 知的財産担当の教員 （3） その他必要な職員 2 センター長は、本学教授又は准教授のうちから学長が指名する者をもって充て、センターの業務を掌理する。  第5条～第7条（略）

年 6 月 30 日までとする。

**【改正理由】**

センター長の任期を定めるため、所要の改正を行うものである。